「食品衛生法施行規則第78条第1号の指定おもちゃ」の DINP 検査箇所について

「器具・容器包装部会」(2月22日開催)において、厚労省から「口に接触することを本質とするおもちゃ」(食品衛生法施行規則第78条第1号の指定おもちゃ)については、「口に接することを本質とする部分」以外の部分も含め、全体としてDINP規制がかかっているとの解釈が示されました。(材質が塩化ビニル製のもののみ)

これを受け、上記玩具の食衛法・ST 検査において、「口に接することを本質とする部分」(ラッパの吸い口など)以外の部分についても DINP の検査を行うこととします。

(注)検査機関によると、塩ビ製の「口に接触することを本質とするおもちゃ」の検査申請はもともと 数が少ないとのことですので、本件の適用されるケースは限定されると考えています。

## (問合せ先)

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 Tm03-3829-2513)まで 問合せ下さい。